

進めよう「住まいの耐震化」

ひょうご住まいの耐震化促進事業



○阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊・家具の転倒などにより多くの尊い命が奪われました

○大きな被害を受けた建物のほとんどは、昭和56年5月以前に建築された木造住宅でした

○いつ大きな地震が起きても大丈夫なように、耐震改修して住宅を補強しておくことが大切です

簡易耐震診断推進事業

「簡易耐震診断」を申し込んでください(無料)

加西市が耐震診断員を派遣して調査・診断を行い、耐震診断の結果を住宅所有者の方に報告することで、住宅耐震化を支援します

耐震診断の結果

評点 0.7 未満	評点 0.7 以上 1.0 未満	評点 1.0 以上
危険	やや危険	安全

(木造戸建住宅の場合)

ひょうご住まいの耐震化促進事業 耐震診断の結果「危険」「やや危険」の場合は・・・ 「住まいの耐震化」を検討してください

一人でも多くの皆さんに耐震化に取り組んでいただけるよう、様々なメニューを用意しています。

住まいを建て替えたい方は

住まいに住み続けたい方は

住まいを除却したい方は

耐震改修工事をしたい

高額な耐震改修工事は困難

家全体をしっかりと
改修したい

部分的な改修
をしたい

命だけは
守りたい

住宅建替補助

耐震改修工事ではなく、建替えによって安全性を確保する場合に補助します。

住宅耐震化補助

耐震改修工事により、地震に対する十分な安全性を確保する場合に補助します。

- ・住宅耐震改修計画策定費補助
- ・住宅耐震改修工事費補助

部分型耐震化補助

部分的な耐震改修工事により、安価で簡易な耐震化を実施する場合に補助します。

- ・簡易耐震改修工事費補助
- ・シェルター型工事費補助

防災ベッド等 設置助成

耐震改修工事ではなく、命を守る最低限の対策として防災ベッドを設置する場合に補助します。

除却費助成

耐震診断の結果、評点の1.0未満の住宅を除却する場合に補助します。

住宅耐震化補助

住宅耐震改修計画策定費補助

(1) 対象となる方

加西市内に対象となる住宅を所有する方

(2) 対象となる住宅（賃貸住宅共）

以下の条件をすべて満たす住宅

ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの

イ 耐震診断の結果、評点が 1.0 未満のもの

(3) 対象となる費用

耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用

(4) 補助額 補助率 2/3 限度額 20 万円

住宅耐震改修工事費補助

(1) 対象となる方

加西市内に対象となる住宅を所有し、所得が 1,200 万円以下の方

(2) 対象となる住宅（賃貸住宅共）

以下の条件をすべて満たす住宅

ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの

イ 耐震診断の結果、評点が 1.0 未満のもの

(3) 対象となる費用

耐震改修工事に要する費用（総額が 50 万円以上のものに限る）

(4) 補助額 補助率 4/5 限度額 130 万円

部分型耐震化補助

簡易耐震改修工事費補助

(1) 対象となる方

加西市内に対象となる住宅を所有し、所得が 1,200 万円以下の方

(2) 対象となる住宅（賃貸住宅共）

以下の条件をすべて満たす住宅

ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの

イ 耐震診断の結果、評点が 0.7 未満のもの

(3) 対象となる費用

改修後の評点が 0.7 以上となる耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する費用（総額が 50 万円以上のものに限る）

(4) 補助額

補助率 4/5 限度額 60 万円

シェルター型工事費補助

(1) 対象となる方

加西市内に対象となる住宅を所有し、所得が 1,200 万円以下の方

(2) 対象となる住宅（賃貸住宅共）

以下の条件をすべて満たす住宅

ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの

イ 耐震診断の結果、評点が 1.0 未満のもの

(3) 対象となる費用

市が認める耐震シェルターの設置に要する費用（総額が 50 万円以上のものに限る。）

(4) 補助額

〈高齢者のみが居住する住宅以外〉

補助事業の対象となる費用（限度額 60 万円）

〈高齢者のみが居住する住宅〉

補助事業の対象となる費用（限度額 115 万円）

屋根軽量化工事費補助

(1) 対象となる方

加西市内に対象となる住宅を所有し、所得が 1,200 万円以下の方

(2) 対象となる住宅（賃貸住宅共）

以下の条件をすべて満たす住宅

ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの

イ 耐震診断の結果、評点が 0.5 以上 1.0 未満のもの（「非常に重い屋根」→「軽い屋根」の場合は 0.4 以上 1.0 未満）

(3) 対象となる費用

屋根を軽量化（「非常に重い屋根」→「重い屋根」又は「軽い屋根」）、（「重い屋根」→「軽い屋根」）する工事に要する費用（総額が 50 万円以上のものに限る）

(4) 補助額

補助事業の対象となる費用

（限度額 60 万円）

住宅建替補助

(1) 対象となる方

加西市内の除却する住宅の所有者又はその所有者に準ずると認める方で、所得が 1,200 万円以下の方

(2) 対象となる住宅

以下の条件をすべて満たす住宅

ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの

イ 自己の居住の用に供するもの

ウ 耐震診断の結果、評点が 1.0 未満のもの

(3) 対象となる費用

現地建替えに要する費用（除却費を含む、総額が 100 万円以上のものに限る）

(4) 補助額

補助率 4/5 限度額 115 万円

防災ベッド等設置助成

(1) 対象となる方

加西市内の対象となる住宅に居住する方で、所得が 1,200 万円以下の方

(2) 対象となる住宅（賃貸住宅共）

以下の条件をすべて満たす住宅

ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの

イ 耐震診断の結果、評点が 1.0 未満のもの

(3) 対象となる費用

防災ベッド等の設置に要する費用

(4) 補助額

10 万円/台（定額）

除却費助成

(1) 対象となる方

加西市内の除却する住宅の所有者又はその所有者に準ずると認める方で、所得が 1,200 万円以下の方

(2) 対象となる住宅（賃貸住宅共）

以下の条件をすべて満たす住宅

ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの

イ 耐震診断の結果、評点が 1.0 未満のもの

(3) 対象となる費用

住宅の除却に要する費用（総額が 50 万円以上のものに限る）

(4) 補助額

補助率 23% 限度額 50 万円

注意）原則、違反建築物でないものを助成の対象とします。